

業務仕様書

1 業務名

佐久市老人福祉計画・第10期介護保険事業計画策定に係る実態調査等業務

2 目的

本業務は、老人福祉法及び介護保険法に基づく「佐久市老人福祉計画・第10期介護保険事業計画（計画期間：令和9年度～令和11年度）」（以下、本計画という）の策定にあたり、市内高齢者の生活実態や介護サービスの利用に対する実情・意向を調査するとともに、調査データを分析し調査結果に基づく現状と課題を整理することで、市の特性に応じた計画を策定するための基礎資料を作成することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

4 業務内容

計画策定の基礎資料とするため長野県の示した「モデル調査票」によりアンケート調査を実施し、調査結果の集計・分析・報告書の作成等を行う。

（1）調査票等の作成、発送、回収等

ア 「元気高齢者等実態調査」調査票等の印刷・製本 400部程度

・調査票A4判 両面23項程度、依頼文1項。

イ 「居宅要介護・要支援認定者等実態調査」調査票等の印刷・製本 1,900部程度

・調査票A4判 両面24項程度、依頼文1項。

ウ 送付用封筒の作成、印刷 2,300部程度

・角2クラフト封筒、委託者が実施する調査であることを明記し、宛名は委託者が提供する調査対象者データに基づき印刷する。

エ 返信用封筒の作成、印刷 2,300部程度

・長3クラフト封筒、料金受取人払とし返信先を明記、テープ糊有。

オ 封入・封緘作業

・依頼文、調査票、返信用封筒を送付用封筒に封入・封緘する。

カ 調査票の発送、回収

・委託者が抽出した調査対象者あて、令和7年11月中下旬に一斉に発送する。

・郵便料（発送、返送等）は受託者の負担とする。

・回収率は「元気高齢者等実態調査」が80%、「居宅要介護・要支援認定者等実態調査」が70%を想定しているため、回収率向上のための工夫を行うこと。

(2) 調査結果の集計・分析、報告等

ア 回答済調査票の点検、送付

調査対象者から回収した調査票は、記入漏れがないか点検し、必要事項を記入のうえ、長野県が定めた送付先に令和7年12月末までに到着するように送付する。

イ 調査票のデータ入力、整理

元気高齢者、居宅要介護・要支援認定者等の状況について、調査項目ごとデータ入力を行い、調査結果を記載した一覧表を作成して、被保険者番号・氏名・生年月日等で検索できるようにし基礎資料として整理する。

ウ 調査結果の集計、分析、課題の抽出

単純集計及びクロス集計を行うこと。集計データはエクセル形式での加工も可能とし、旧バージョンでの稼働にも対応すること。

調査結果及び前回調査結果等をもとに、佐久市の地域特性、高齢者の現状や特徴を整理し、多角的な分析を行い、佐久市独自の高齢者施策に関する課題の抽出をする。

課題の要因を考察し、地域の高齢者全体の状況やニーズの推定等、計画策定の基礎資料となるようにまとめる。

エ 調査結果のデータ移行

地域包括ケア「見える化」システム、その他国提供ツール登録のためのデータ抽出及びデータ入力支援を行う。

オ 調査結果報告書の作成

調査結果の集計、分析、課題等を基に本計画の策定に向けた施策、提案を記載する。施策、提案はウに記載した佐久市の地域特性などの独自性を考慮したものとする。

全設問の集計結果のデータ及びグラフ、前回調査と共通する設問においては、前回と今回での回答結果を比較したデータおよびグラフを含んだものとする。

報告書の作成に当たっては、随時、発注者と協議しながら作成する。

5 成果品

(1) 調査結果報告書（A4判）冊子 2部

(2) (1)の電子データ収録 CD-R または DVD-R 2枚

※Word 形式及び PDF 形式にて作成、各種調査等結果データは Excel 形式を用いる。

6 その他留意事項

(1) 受託者は、本業務を通じ取り扱う個人情報、業務遂行以外の目的に利用しないことを誓約し、第三者に漏らさない義務を負うものとする。

(2) 受託者は、本業務を遂行するにあたり委託者と綿密に連携をとること。

(3) 業務の遂行において必要となる図書等の資料は貸与する。また、貸与した図書等の資料は、必要がなくなった場合は、直ちに返還するものとする。

(4) 成果品の帰属は、委託者に帰属する。

- (5) 契約期間終了後、委託者の業務に支障が生じた場合、また、生じる恐れがあると認められる場合において、その原因が本業務に起因すると判断されるときは、受託者は直ちに無償で修復、改善を行わなければならない。
- (6) 受託期間中は受託業務全般を把握している担当者を置き、委託者との連絡調整を行うこと。
- (7) 制度改正や介護予防・日常生活圏域ニーズ調査など、第10期介護保険事業計画策定に係る国の動向等を正確に把握し、業務に反映させること。
- (8) 本業務の遂行にあたり疑義が生じたとき及び本仕様書に記載の無い事項については、委託者と協議のうえで実施するものとする。